

令和4年 鱒ヶ沢町農業委員会 第2回定例総会会議録

令和4年2月10日（木）午前10時00分開議
鱒ヶ沢町役場 2階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会
8. その他

◎出席委員 13名

1番	兼岡 正英	9番	井上 豊久
2番	神 文人	10番	兼平 昭光
3番	三上 三樹	11番	對馬 孝
4番	佐藤 松子	12番	木村 重美
5番	木村 暢子	13番	工藤 清
6番	木村 賢一		
7番	工藤 修二		
8番	工藤 文信		

◎欠席委員 0名

事務局	1. 開会 ただ今より令和4年第2回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鱈ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくをお願いします。
議長	ただ今の出席委員は13名中13名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしということでありますので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。

議長	<p>3. 会議録署名者の指名及び書記の任命 会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を6番の木村賢一委員、10番の兼平昭光委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。</p>
議長	<p>4. 諸般の報告 諸般の報告を事務局お願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号 令和4年1月24日 「農地の転用事実に関する照会」に係る現地調査 場 所：建石町字成沢地内 出席者：木村賢一委員、井上豊久委員、佐藤正由推進委員 事務局【齊藤（正）、齋藤（和）】</p> <p>それでは、2頁諸般報告第1号の詳細について説明申し上げます。 青森地方務局五所川原支局から照会がありました。 申請者の住所、氏名は記載のとおりです。 不動産の表示及び地目変更登記申請事項について、現況が農地であるか否か、転用許可がされているか否か、原状回復命令が発せられる見込みの有無等について照会があったものです。 令和4年1月24日に調査を行いました。 調査委員は記載のとおりです。 申請者立会いのもと、調査をした結果は次の通りです。 申請地の建石町字成沢53番地4外1筆については、登記地目は畑であるが、数十年前から周辺の農地の耕作者が道路として使用している状況となっている。 今回、申請者から公衆用道路への変更申請がなされたものであるが、現地調査にあたった現地調査委員3名とも、現況については、「非農地」とであると認定したものである。 青森地方務局五所川原支局へは、令和4年1月25日に「非農地」として報告しております。以上です。</p>
議長	<p>5. 議案の上程 議案の上程を致します。</p> <p>議案第 7号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>議案第 8号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について</p> <p>議案第 9号 令和4年度農作業雇用標準賃金、料金表（案）の承認について</p>

議長	<p>議案第10号 令和3年に係る鱒ヶ沢町の農地の賃借料情報提供の件について</p> <p>議案第11号 鱒ヶ沢町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員の任命の承認を求めることについて</p> <p>以上5議案を上程致します。</p>
事務局	<p>6. 議案の審議</p> <p>議案の審議に入ります。議案第7号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第7号の詳細について説明申し上げます。 4頁をご覧ください。</p> <p>番号8 農地の所在 鱒ヶ沢町大字長平町字西岩木山156番地 地目 登記簿 畑 現況 畑 面積 16,240㎡ 外 1筆 合計2筆 合計面積 21,000㎡ 譲渡人と譲受人は記載のとおりで、贈与による所有権移転です。</p> <p>番号9 農地の所在 鱒ヶ沢町大字長平町字谷口56番地2 地目 登記簿 田 現況 田 面積 5,333㎡ 外 3筆 合計4筆 合計面積 6,682㎡ 譲渡人と譲受人は記載のとおりで、贈与による所有権移転です。</p> <p>番号10 農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字大曲53番地2 地目 登記簿 田 現況 田 面積 1,265㎡ 譲渡人と譲受人は記載のとおりで、売買による所有権移転です。</p> <p>以上3件を申し上げましたが、資料6頁をご覧ください。</p> <p>第2項の第1号から第7号までありますが、第7号をご覧ください。 番号8番は現在高冷地野菜を栽培しており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画とのことです。</p>

事務局 番号9番は現在転作大豆を栽培しており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画とのことです。
番号10番は現在保全管理をしており、所有権移転後においてはりんごの栽培を行う計画とのことです。
また、冬期間のため現地の方は確認しておりませんが、図面等により利用状況等調査いたしました。
農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。

議長 それでは議案第7号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について早速審議に入ります。
議案第7号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場 「異議なし」という声あり

議長 異議なしとのことです。採決致します。議案第7号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第7号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに決定致します。

議長 続きまして議案第8号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画について事務局に説明を求めます。
なお、番号32番から34番及び37番については、「議事参与の制限」の規定に該当する案件がありますので、関連する木村賢一委員の一時退席をお願いします。

議場 (木村賢一委員が退席する)

議長 それでは、番号32番から34番及び37番について事務局に説明を求めます。

事務局 では、番号32番から34番及び37番について説明いたします。

事務局

番号32

農地の所在 鯉ヶ沢町大字湯舟町字若山433番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 3,706㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑(転作大豆)

期間 5年

賃貸借 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号33

農地の所在 鯉ヶ沢町大字湯舟町字若山430番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 11,353㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑(転作大豆)

期間 5年

賃貸借 全部で80,000円で契約しております。

番号34

農地の所在 鯉ヶ沢町大字湯舟町字若山404番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 12,867㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑(転作大豆)

期間 5年

賃貸借 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号37

農地の所在 鯉ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋80番地32

地目 登記簿 田

現況 田

面積 4,707㎡

外田3筆 合計4筆

合計面積 23,523㎡

新規設定

利用目的 田

期間 5年

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

農地中間管理事業

賃借料 10a当り12,000円で契約しております。

議長

ただいま、番号32番から34番及び37番について説明がありましたが、この件についてご質問等を許します。

議長 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようにお願いします。

議場 「異議なし」という声あり」

議長 ないようなので、採決致します。
番号32番から34番及び37番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、番号32番から34番及び37番について原案どおり承認することに決定いたします。
退席していた委員の着席をお願いします。

議場 (木村賢一委員が着席する)

議長 続いて、ただいま承認されたもの以外の番号について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、7ページの、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。

1. 所有権移転

件数	0件
----	----

地目別面積	田	0㎡
	畑	0㎡
	樹園地	0㎡
	計	0㎡

2. 利用権設定

再設定	14件	154,860㎡
新規	4件	29,971㎡
計	18件	184,831㎡

契約内訳

3年未満の契約	0筆	0㎡
3年から5年契約	29筆	133,967㎡
6年から9年契約	0筆	0㎡
10年以上の契約	17筆	50,864㎡

貸手・借手内訳

貸手農家	17名
借手農家	11名

地目別面積

田	183,465㎡
畑	1,366㎡
樹園地	0㎡
計	184,831㎡

3. 総地目別面積

田	183,465㎡
畑	1,366㎡
樹園地	0㎡
計	184,831㎡

4. 農地中間管理機構

出し手農家	1名
受け手農家	1名

地目別面積

田	23,523㎡
畑	0㎡
樹園地	0㎡
計	23,523㎡

続きまして詳細についてご説明致します。

番号20

農地の所在 鯉ヶ沢町大字赤石町字中坪47番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2,490㎡

外田1筆 合計2筆

合計面積 6,256㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号21

農地の所在 鯉ヶ沢町大字赤石町字世永266番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 244㎡

外田1筆 合計2筆

合計面積 3,384㎡

新規設定・再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 2 2

農地の所在 鱒ヶ沢町大字姥袋町字鏡石川原地 9 1 番地 5 3

地 目 登記簿 畑

現 況 畑

面 積 1, 3 6 6 m²

外 田 3 筆 合計 4 筆

合計面積 田 3, 0 6 4 m² 畑 1, 3 6 6 m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

使用貸借

番号 2 3

農地の所在 鱒ヶ沢町大字南金沢町字上高根山 4 4 3 番地

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 2, 2 7 1 m²

外 田 3 筆 合計 4 筆

合計面積 9, 2 1 3 m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 2 4

農地の所在 鱒ヶ沢町大字南金沢町字床夏 2 0 4 番地 2

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 2, 4 7 9 m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a 当り 1 俵で契約しております。

番号 2 5

農地の所在 鱒ヶ沢町大字鬼袋町字大柳 5 6 番地 1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 1 7 1 m²

外 田 2 筆 合計 3 筆

合計面積 3, 6 4 3 m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）法定相続人と契約しております。

番号26

農地の所在 鱈ヶ沢町大字長平町字甲音羽山145番地3

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 3,558㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 10a 当り 20,000円で契約しております。

番号27

農地の所在 鱈ヶ沢町大字浜横沢町字椀ノ沢103番地

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 5,573㎡

外 田4筆 合計5筆

合計面積 19,913㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 全部で10俵で契約しております。

番号28

農地の所在 鱈ヶ沢町大字中村町字下清水崎296番地

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 2,907㎡

外 田4筆 合計5筆

合計面積 16,707㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号29

農地の所在 鱈ヶ沢町大字中村町字中清水崎22番地2

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 1,791㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田
期 間 5年
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 30
農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字下栄山 188 番地
地 目 登記簿 田
現 況 田

面 積 3,763m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 31

農地の所在 鱒ヶ沢町大字長平町字甲音羽山 126 番地 1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 14,725m²

外 田 1 筆 合計 2 筆

合計面積 23,443m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑（転作大豆）

期 間 5年

賃借料 10a 当り 12,000 円で契約しております。

番号 35

農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字大平 165 番地 1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 3,506m²

外 田 3 筆 合計 4 筆

合計面積 25,882m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑（転作大豆）

期 間 5年

賃借料 10a 当り 20,000 円で契約しております。

番号 36

農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字大平 199 番地 1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 10,423m²

外 田 7 筆 合計 8 筆

合計面積 32,443m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

事務局

利用目的 畑（転作大豆）

期 間 5年

賃借料 10a 当り10,000円で法定相続人と契約しております。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

それでは議案第8号について審議に入ります。

この議案につきましてご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第8号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので議案第8号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定しました。

続きまして議案第9号、令和4年度農作業雇用標準賃金、料金表の承認について事務局に説明を求めます。

17頁をご覧ください。議案第9号、令和4年度農作業雇用標準賃金表（案）の承認についてであります。

農作業賃金についてであります。青森県の最低賃金が昨年の10月に792円から822円に変更されました。それに伴いまして822円掛ける8時間で6,576円となりまして、昨年まで6,400円でしたけど、その額を超える6,600円にしております。田、りんご、畑の一般作業は6,600円に変更になります。

機械作業料金（運転手つき）も近年の原油の高騰、最低賃金が上がったことでもありますので添付資料の通り値上げしている項目もあります。

この場で委員の皆様が議論し合って承認という形をとりたいと思います。

また、承認された賃金表につきましては、町広報に掲載するほか、つがる市等の農業委員会に通知する予定となっております。以上です。

それでは議案第9号について審議に入ります。

この議案につきましてご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

木村重美委員	<p>12番、木村です。</p> <p>りんご剪定の賃金を8,000円～10,000円ではなく10,000円に決めてはどうか。</p>
事務局	<p>皆さんが賛成ということなので、10,000円に訂正いたします。</p>
議長	<p>他に何かご異議、ご質問等ありますか。</p>
議場	<p>〔「異議なし」という声あり〕</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、採決致します。議案第9号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議場	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第9号、令和4年度農作業雇用標準賃金、料金表の承認については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。</p> <p>続きまして議案第10号、令和3年に係る鱈ヶ沢町の農地の賃借料情報提供の件について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>18頁をご覧ください。議案第10号令和3年鱈ヶ沢町の農地の賃借料情報提供の件についてです。</p> <p>令和3年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料水準10a当りについて、情報提供することの承認を求めるものであります。</p> <p>田と畑を分けて、地区別に赤石、中村、鳴沢、鱈舞戸地区の平均額、最高額、最低額のデータを提供しております。</p> <p>鱈ヶ沢町の平均は9,163円です。これは、下の方に記載している2番の令和3年産のJA米つがるロマンの1等概算払いの玄米60kg当り8,200円で換算しております。</p> <p>今年まで、つがるロマンで換算してましたが、来年からはまっしぐらの作付けで換算していくこととなります。畑については記載のとおりです。</p> <p>賃借料情報と先ほどの標準賃金表については情報提供という事で、鱈ヶ沢町広報に参考として載せます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今議案第10号について説明がありましたが、この議案につきましてご異議、ご質問等を許します。</p> <p>なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。</p>

議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしとのことですので、さっそく採決致します。議案第10号について原案のとおり情報提供することに賛成の方は挙手をお願いします。
議場	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第10号令和3年鱒ヶ沢町の農地の賃借料情報提供の件について、原案どおり情報提供することに決定致します。
	続きまして議案第11号、鱒ヶ沢町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員の任命の承認を求めることについての件について、事務局に説明を求めます。
事務局	それでは議案第11号の説明を致します。19頁をご覧ください。 鱒ヶ沢町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会運営規定第3条の規定に基づき選考委員会委員の任命について提案するので承認を求めます。選考委員は記載のとおりです。以上です。
議長	それでは議案第11号について審議に入ります。 議案第11号につきましてご異議、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようにお願いします。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
	異議なしとのことですので、さっそく採決致します。議案第11号について原案のとおり情報提供することに賛成の方は挙手をお願いします。
議場	(全員挙手)
	全員賛成ですので議案第11号鱒ヶ沢町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員の任命の承認を求めることについての件について、原案どおり承認することに決定致します。
	7. 閉会

以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。

これもちまして令和4年第2回定例総会を閉会いたします。
その他として事務局から連絡事項をお願いします。

8. その他

- ・次回の総会は3月11日（金）午前10時に開催予定。

その他、特になければこれで全日程を終了いたします。

(午前10時43分)

会 長 工 藤 清

会議録署名者 木 村 賢 一

” 兼 平 昭 光